

## ■ はじめに

### 裁判員裁判時代における法教育

平成21年に刑事重大事件について市民が司法に参加する「裁判員裁判」が始まった。裁判員裁判は制度開始以前から、その賛否はもとより、導入の仕方や制度設計について様々な議論がなされていたが、導入後3年目となる今年、見直しがなされることになる。いかような検討結果が出されようと、昨今の世界情勢からして司法への市民参加の流れを直ちに止めることにはならないだろうし、止める必要もない。むしろ、いかにして市民をより積極的かつ主体的に司法に参加させていくか、今後その具体的方策を考えるステージに移っていくであろう。

裁判員裁判の導入をきっかけにして、学校現場では、これまで取り残されていた法的知識や価値の理解、法的思考方法を身につける教育である「法教育」がにわかにクローズアップされることになった。平成20年に改正された学習指導要領にも「法や決まり、ルール」に関する授業を採り入れるべきことが明確にされ、平成23年度から小学校、中学校、高校と順次施行されている。しかしながら、本来的には、小学時代から連続として繋がっているべきはずの「自由」とか「平等」という、「個人の尊厳」に基づく価値相対主義教育を施した成果として、その社会への制度的発展形態の1つが司法への市民参加であったはずである。したがって、裁判員裁判制度ができたから法教育が必要となったわけではないのであるが、現象面としてはそのように説明されることが多いため、法教育の意義が裁判員裁判との関係だけで矮小化されがちである。

言うまでもなく、法教育は、裁判員裁判を務める市民を創ることだけが目的ではない。誤解を恐れず言わせてもらえば、将来たとえ裁判員裁判が廃止されたとしても、法教育は必要なのである。アイデンティティーを確立した自立性ある個人が、主体的かつ積極的に社会に参画し、自由で民主的な社会を築いていくための教育、つまり国民を「私民から市民へ」導く教育としての法教育はいかなる時代にも必要とされる。まして価値観が多様化した複雑な現代社会においては、恒常的な衝突回避・紛争解決のシステム構築のためにも、法教育に期待する向きは大きい。

### 「模擬裁判員裁判」授業に求められるもの

とはいえ、法教育授業の実践として、模擬裁判員裁判授業を行うこと自体を否定するものではない。むしろ逆に、法やルール、きまりを考える最初のきっかけを与える授業としては、裁判の疑似体験は極めて有用であり、これを積極的に活用すべきであろう。なぜなら、「自由」な社会において必然的に生じる他者との衝突・ぶつかり合いである紛争を解決する手段たる決め事が「法」であり、その実現過程が「裁判」なのであるから、模擬裁判は、まさに法や裁判に触れ、身近に感じることができる絶好の機会だからである。

また、近年特に求められている参加型授業としても、模擬裁判は、ディベート的な対立構造をもっているのでも取り組み易い。しかも、「判決」という形で一応の結論が出るので、正解がなく、フエジーな形で終わってしまいがちな他の法教育授業に比べ、授業としての完結感もあるので、学校現場に馴染み易いといえよう。

ただ問題としては、模擬裁判を単なる「体験授業」としてはいけないということである。ことに弁護士をはじめとする法律家が行う法教育授業は、模擬裁判に限らず、どれも単発のイベント化しがちである。法律教育・制度教育とも、職業教育とも区別される法教育は、あくまで「学校教育」として、通年あるいは年次の教育カリキュラムのなかに位置づけられ、しかも他の教科との連携があって初めてその実効性が見出されることになる。

そして、模擬裁判を「授業」として行う以上、児童・生徒らに、法や決まり、ルール

に関する何らかの学習的効果をもたらさなければならない。もちろん、法律実務家の養成のために行う模擬裁判とはおのずから趣旨や目的が違うのだから、事前準備の段階で完全に作り込み、実際の裁判とまったく同じことを児童・学生にさせることに意味はない。かといって、ただ「面白かった。」「楽しかった。」という感想を持たせるだけで終わってしまってもいけない。模擬裁判を授業として行う目的を明確に定め（たとえば、裁判や刑罰の意味を考える、事件の背景にある社会現象を学習するなど）、学習指導案に則って、児童・生徒をその設定した到達目標に導いていくことが肝要である。

このように、模擬裁判授業を実施するにあたっては、教育現場と十分な連携を図り、教職員らと綿密に打ち合わせながら解決すべき問題や課題は少なくないが、児童・生徒に施すべき法教育授業のきっかけ、入口を与えるものとして、今後、模擬裁判授業の有用性に期待したい。

本冊子で紹介した私立本郷中学校3年生有志は、模擬裁判員裁判に参加した後、任意に「法学部」なる部活動を創設したという。この嬉しいお知らせは、我々の活動にとって励みになるとともに、模擬裁判授業の大いなる可能性を示唆しているといえよう。

平成24年3月

一般社団法人リーガルパーク代表理事  
國學院大學法科大学院教授  
弁護士 今井 秀智